

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

下関市は、本州の最西端に位置し、山口県で最も人口が多い、県内唯一の中核市である。しかしながら、人口は1980年をピークに一貫して減少傾向にある。人口減少の最大の要因は自然減と若者流出による社会減であり、特に自然減は拡大傾向が続いている。

1958年に関門国道トンネルが開通し、北九州経済圏との結びつきが強化されたことに続き、1970年代には下関～韓国釜山間に関釜フェリーが就航、関門橋開通、中国縦貫自動車道の完成、さらに山陽新幹線が乗り入れるなど、わが国の主要な陸上交通の幹線が集中し、陸海交通の結節点として、また、港湾水産都市として発展を続けてきた。

古くは港町として栄えたこともあり、海運や貿易及び水産に関連した産業が盛んであったが、高度経済成長期に交通インフラが整備されたことを背景に製造業を中心とした企業の進出が相次ぎ、産業集積を誇る都市となっている。

現在、市域内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに入手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取組として「下関市企業誘致アクションプラン」、「下関市企業誘致アクションプラン2024」を策定し、推進体制の強化、支援制度の創設・拡充、立地環境の整備に取り組んできたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思える企業にしていくこうとする取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

##### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとして、さらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するため、計画期間中に60件程度の先端設備等導入計画の認定を目指とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

下関市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、また、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光発電設備等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）については、その性質から市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、産業集積等の経済波及効果も希薄であるため、市内に所在する事業所等（当該事業所に常時勤務する従業員がいる事業所等に限る。）の敷地内に設置するものに限る。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### （1）対象地域

下関市の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、下関市内全域とする。

### （2）対象業種・事業

下関市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、また、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### （1）導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月12日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるが、「下関市企業誘致アクションプラン2024」において、令和6年度末までに推進体制の強化、支援制度の創設・拡充、立地環境の整備を集中的に支援することとしていることから、本計画の期間も「下関市企業誘致アクションプラン2024」に合わせるため、令和7年3月31日を終期とする。

### （2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

##### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。